

第13回大田原市農業委員会総会議事録

日 時 平成30年7月20日（金）午後3時30分
場 所 大田原市総合文化会館 1階会議室

次第

1 開 会

2 あいさつ

3 議事録署名人の選任について

4 議 題

- (1) 報告第1号 農地法第5条の規定による許可について
- (2) 議案第1号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- (3) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (4) 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (5) 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (6) 議案第5号 非農地証明願について
- (7) 議案第6号 農用地の買入協議に係る要請について
- (8) 議案第7号 農用地利用集積計画について

5 出席委員（15名）（法律第27条第3項規定）

- | | |
|-------------|------------|
| 1 番 木村 光一 | 2 番 清水 眞理子 |
| 3 番 石崎 陽一 | 4 番 唐橋 洋子 |
| 6 番 吉成 一 | 7 番 助川 悦夫 |
| 8 番 越沼 良 | 9 番 鈴木 賢一 |
| 10 番 相馬 和恵 | 11 番 細岡 則雄 |
| 12 番 高崎 真一 | 14 番 荒井 一夫 |
| 15 番 中山 知代子 | 16 番 阿見 芳 |
| 17 番 津久井 勝之 | |

6 欠席委員（2名） 5 番 小沼 伸枝 13 番 佐藤 長次

7 本委員会に出席した職員

- | | |
|--------------|---------|
| (1) 事務局長 | 長谷川 淳 |
| (2) 農業振興係長 | 伊 藤 甲 文 |
| (3) 農地調整係長 | 田 上 建 二 |
| (4) 農地調整係主査 | 須 藤 義 尚 |
| (5) 農地調整係主事 | 長谷川 慎 弥 |
| (6) 農業公社業務係長 | 小 林 正 尚 |

開会の宣言

午後3時30分 開 会

大田原市農業委員憲章唱和（全委員）

事務局（長谷川 淳） 大田原市農業委員会総会規則第5条により会長は、総会の議長となり、議事を整理すると定められておりますので、議長は農業委員会会長の荒井一夫委員にお願いします。

議長挨拶（荒井 一夫）

議 長（荒井 一夫） 本日の出席委員は15名、欠席委員は2名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定を満たしておりますので、ただいまから第13回農業委員会総会を開催いたします。

議 長（荒井 一夫） 議事に入る前に議事録署名人の選任ですが、議長において指名してよろしいでしょうか。

<異議なし>

議 長（荒井 一夫） 異議なしと認め、議事録署名人には8番越沼委員、9番鈴木委員にお願いします。

会議の書記につきましては事務局の伊藤係長にお願いいたします。

議 長（荒井 一夫） それでは議事に入ります。始めに報告第1号「農地法第5条の規定による許可について」を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局（須藤 義尚）<総会資料に基づき説明、1ページ>

議 長（荒井 一夫） 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<質疑なし>

議 長（荒井 一夫） 質疑がないようですので、報告を終わります。

議 長（荒井 一夫） 次に議案第1号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を上程します。まず始めに事務局から説明をお願いします。

事務局（須藤 義尚）<総会資料に基づき説明、2～4ページ>

議 長（荒井 一夫） 現地調査担当委員の代表から、現地調査の結果をご報告願います。津久井委員。

現地調査担当委員（津久井勝之） 去る7月17日現地調査班第4班及び事務局とともに現地調査を行いましたので、調査結果を報告いたします。事務局の説明どおり、申請者は昭和50年1月1日に経営移譲を受けており、今後も申請農地を引き続き耕作していく意思を示しております。また、地元推進委員と現地を確認したところ、何ら問題はないと思われま。以上報告いたします。

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明及び現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

中山委員。

中山知代子委員 野崎中学校の隣の田んぼですが、地図上では建物にかかっているように見えるので、状況を確認してもらえますか。

事務局 (須藤 義尚) お答えいたします。現地は、宅地にはかかっていません。地図では少しずれています。

議 長 (荒井 一夫) 他にございますか。

<質疑なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり証明することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第1号は原案のとおり証明することといたします。

議 長 (荒井 一夫) 次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。申請件数は5件あります。まず初めに事務局から説明を願います。

事務局 (須藤 義尚) <総会資料に基づいて読み上げ、5ページ>

議 長 (荒井 一夫) 次に、現地調査担当委員の代表から、現地調査の結果をご報告願います。津久井委員。

現地調査担当委員 (津久井 勝之) 調査結果についてご報告します。

農地法第3条の規定による許可申請5件について、地元推進委員及び事務局からの報告により調査、検討した結果、何ら問題ないと思われま。以上報告いたします。

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<質疑なし>

議 長 (荒井 一夫) それでは、質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第2号は原案のとおり許可することといたします。

議 長 (荒井 一夫) 次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程します。申請件数は1件です。まず初めに事務局から

説明を願います。

事務局（長谷川 慎哉） <総会資料に基づいて読み上げ、6ページ>

議長（荒井 一夫） 次に、現地調査担当委員の代表から、現地調査の結果をご報告願います。津久井委員。

現地調査担当委員（津久井 勝之） 調査結果についてご報告いたします。

農地法第4条の規定による許可申請1件について、地元推進委員と現地調査したところ何ら問題ないと思われま。以上報告いたします。

議長（荒井 一夫） 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<質疑なし>

議長（荒井 一夫） 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長（荒井 一夫） 全委員賛成と認めます。議案第3号は原案のとおり許可することといたします。

議長（荒井 一夫） 次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。申請件数は11件であります。まず初めに事務局から説明を願います。

事務局（長谷川 慎哉） <総会資料に基づいて読み上げ、7～17ページ>

議長（荒井 一夫） 次に、現地調査担当委員の代表から、現地調査の結果をご報告願います。津久井委員。

現地調査担当委員（津久井勝之） 調査結果についてご報告します。

ただいまの農地法第5条の規定による許可申請11件について、地元推進委員と現地調査したところ何ら問題ないと思われま。以上報告いたします。

議長（荒井 一夫） 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

清水委員。

清水 眞理子委員 番号6番の成年後見人の方の申請なのですが、これは農業委員会の方で許可しても法律的な面で特に支障ないのかお伺いたします。

事務局（田上 建二） Aさんの成年後見人のBさんの申請だからよろしいのですかということでしょうか。

清水 眞理子委員 だからというよりも、成年後見人の方の申請で、農業委員会が許可をして、支障がないのかをお伺いします。

事務局（田上 建二） 成年後見人については、裁判所の許可を得て成年後見人

になります。その登記については、確定日が平成26年1月7日であり、その翌日に登記されています。法律上では何ら問題はありません。

議長（荒井 一夫） その他ありますか。中山委員。

中山 知代子委員 この方の年齢はいくつですか。

事務局（田上 建二） まずAさんは、昭和3年生まれです。その息子さんであるBさんは、手元の資料で生年月日が出てくるものはありませんが、63歳くらいだそうです。

議長（荒井 一夫） 何か関連でありますか。

<質疑なし>

議長（荒井 一夫） それでは、質疑がないようですので、採決いたします。本議案について、申請番号11番を除いて、原案のとおり許可することとし、また、11番を許可相当とし、栃木県農業会議に意見を求めることに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長（荒井 一夫） 全委員賛成と認めます。議案第4号は申請番号11番を除いて、原案のとおり許可することとし、また、11番を許可相当とし、栃木県農業会議に意見を求めることといたします。

議長（荒井 一夫） 次に、議案第5号「非農地証明願について」を上程します。申請件数は5件あります。まず初めに事務局から説明を願います。

事務局（田上 建二） <総会資料に基づいて読み上げ18～22ページ>

議長（荒井 一夫） それでは、現地調査担当委員の代表から、現地調査の結果をご報告願います。津久井委員。

現地調査担当委員（津久井 勝之） 調査結果について報告します。

ただいまの非農地証明願5件について、地元推進委員と現地調査したところ、申請地及び周辺の状況から見て、20年以上前から非農地であったもの、また、農地への復元が困難なものと推測しますので、何ら問題ないと思われま。以上報告いたします。

議長（荒井 一夫） 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

中山 知代子委員 所在不明となっている農地は、うちの方でもよく出てきているのですが、所在不明でも台帳に載っていれば、届け出て農地ではないと言わないといけないのか、それともそのままにしておいていいのか。その所をお伺いします。

事務局（田上 建二） 所在不明の農地については、法務局の公図に載っていない、税務課の集成図にも載っていないというものですが、地目を農地のままにしておきますと、農業委員会が管理する農地台帳にずっと残って

しまいます。そうしますと転用等で規制がかかってきてしまいますので、農地以外の地目に変更すれば何にでも利用できるようになるということもありますので、地目を変更するための非農地願ということになります。

中山 知代子委員 農地がなくてもですか。

事務局 (田上 建二) 地目の変更はできるそうです。

中山 知代子委員 どこにあるか分からなくてもですか。

事務局 (田上 建二) はい、図面になっただけであって、地番は存在するわけがあります。この謄本を取ると地番は出てくるわけです。ただ、地図上ではどこにあるのかが分からないけれども、所在不明についても変更はできるそうです。法務局では昔、紙ベースの手書きの図面を使っておりましたけれど、それをコンピューター化した時に漏れているケースがかなりあるようです。ただ法務局としては、今のコンピューターの図面を見て、出てこなければ所在不明ということをおっしゃっています。それをもっと調べれば、昔はあった可能性が高い農地が多いです。

議長 (荒井 一夫) その他ございますか。木村委員。

木村 光一委員 番号3の案内図で対象農地が2つ示されているが、それぞれの地番について説明願います。

事務局 (田上 建二) 地番が書いていなくて大変失礼しました。図面の左側については、土地改良換地前から原野になっている3856番でございます。発電所の右側に2つありますが、大きい右上の地番が2723番1で、左下の台形の形をした土地が3944番になっております。今後は、地番を入れてわかりやすくお示しするようにいたします。失礼いたしました。

議長 (荒井 一夫) それでは他に。はい、石崎委員どうぞ。

石崎 陽一委員 今の案件で、発電所右側の建物はSさんの家ですが、願出人とどういう関係なのでしょうか。

事務局 (田上 建二) 所有者はこの願出人となっております。平成16年1月4日に相続を受けております。

議長 (荒井 一夫) よろしいでしょうか。他にありますか。

<質疑なし>

議長 (荒井 一夫) それでは質疑がないようですので、採決いたします。本議案について、原案のとおり証明することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第5号は、原案のとおり証明することといたします。

議 長 (荒井 一夫) 次に、議案第6号「農用地の買入協議に係る要請について」を上程します。事務局からの説明をお願いします。

事務局 (田上 建二) 議案第6号「農用地の買入協議に係る要請について」になります。この買入協議については、これまでも何度か上程させていただいておりますが、制度について簡単に説明いたします。農業振興地域の農用地区域内の農地を譲渡した場合に、所得税や住民税の特別控除の特例措置が設けられております。農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画等により譲渡した場合には、800万円まで特別控除が認められております。また、買入協議といたしまして農地中間管理機構または農地利用集積円滑化団体による買入が特に必要と認められて譲渡した場合には、1500万円までの特別控除が認められております。

今回申し出がありました案件については、800万円の特別控除では税金がかかってしまうため、買入協議制度を活用して栃木県農業振興公社と農地の所有者が買入の協議を行いまして、一旦、県農業振興公社が買入をして、そのあと認定農業者や担い手に売り渡す方法をとりまして、1500万円の特別控除を受けようとするものでございます。

<総会資料に基づき読み上げ 23ページ>

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<質疑なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

議 長 (荒井 一夫) 本議案について、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第6号は、原案のとおり承認することといたします。

議 長 (荒井 一夫) 次に、議案第7号「農用地利用集積計画について」を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 (小林 正尚) <総会資料に基づいて読み上げ、24～26ページ>

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<質疑なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

議 長 (荒井 一夫) 本議案について、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第7号は、原案のとおり承認することといたします。

議 長 (荒井 一夫) 本日予定された議事の審議は、すべて終了しました。次に、その他に入ります。議事案件以外に委員のみなさまからご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。中山委員。

中山 知代子委員 この前、皆さんのところにも広報が届いたと思いますが、農業委員会だよりの編集ではお世話になりました。次は1月号の発行になりますが、それに向けて皆さんにお諮りしたいことがあります。国では働き方改革ということですが、皆さんの農家ではどのような働き方改革を考えているのか、それを皆さんにちょっとしたアンケートをお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。ご審議の程お願いします。

議 長 (荒井 一夫) ただ今中山委員から、働き方改革についてのアンケートをやってみたいということなので協力をお願いしたいというお話です。これについて何かご意見等ありますか。

<意見等なし>

議 長 (荒井 一夫) 特に皆さんからはないようであります。詳細はわかりませんが、身近な問題についてのアンケート内容になるのかと思っておりますので、その節には全委員の協力をお願い申し上げます。よろしいでしょうか。

中山 知代子委員 よろしく申し上げます。

議 長 (荒井 一夫) その他ありますか。相馬委員。

相馬 和恵委員 皆さんのところに「一人一人が輝くプロジェクト大田原」というパンフレットを事務局にお願いして配布しております。これは、大田原女性団体連絡協議会の年1回の一番大きなイベントです。ぜひ皆さんよろしかったらよろしく申し上げます。以上です。

議 長 (荒井 一夫) はい、ありがとうございます。その他ありますか。

<意見等なし>

議 長 (荒井 一夫) 皆様から他にないようですので、以上で第13回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会の宣言

午後4時32分 閉 会